



S H I R A K A W A

町議会とあなたを結ぶ広報紙

しらかわ 議会だより

No.212

2024年8月1日



第2回定例会 (6/13～14)

条例改正・補正予算など、15議案を可決



白川町議会ホームページ

条例改正・補正予算など

15の議案を可決

白川町議会第2回定例会を、6月13日と14日の2日間にわたって開催しました。

今定例会では、3人の議員が一般質問を行い、町政の課題等について質問したほか、専決処分の承認、工事請負契約の締結、財産の取得、補正予算など町長提出の15議案を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

専決処分の承認

▼白川町税条例の一部を改正

国の地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、所要の改正をする。

▼過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正

固定資産税の課税減免の期間を延長する。

令和6年3月31日

↓ 令和9年3月31日

▼白川町国民健康保険税条例の一部を改正

国の地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、所要の改正をする。

後期高齢者支援金分に係る課税限度額等を引き上げる。

22万円 ↓ 24万円 他

▼白川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例外3つの条例の全部を改正

国の基準の改正に伴い、条例改正が必要となることから、この際内容を簡素なものに改めるため、全部改正を行う。

契約の締結

▼工事請負契約の締結

町道小倉線橋梁架設工事請負契約を次のとおり締結する。

契約金額 5698万円

契約の相手方

丸ス産業 株式会社

黒川簡易水道柿反中配水池施設改良工事請負契約を次のとおり締結する。

契約金額 1億6830万円

契約の相手方

株式会社 安江土建

▼財産の取得

購入後15年経過し、老朽化している白川小学校配備のスクールバスを更新する。

契約金額 917万9500円

契約の相手方

有限会社 川上自動車

購入後29年経過し、老朽化している学校給食センターの真空冷却機を更新する。

契約金額 902万円

契約の相手方

株式会社 中西製作所

岐阜営業所

令和6年度

補正予算

今回の補正予算では、一般会計で1億6100万円を追加して、補正後の総額を77億7400万円に、国民健康保険特別会計で60万円を追加して、補正後の総額を10億1260万円としました。

追加された主なもの

(一般会計)

・能登半島地震支援職員派遣事業 197万円

・新庁舎建設記録動画作成委託料 41万円

・老朽空家等除去事業補助金 228万円

・物価高騰対応支援給付金事業
(新たな住民税等非課税世帯) 2180万円

・定額減税調整給付金事業 8900万円

・黒川デイサービスセンター気楽園空調設備修繕工事 140万円

・新型コロナウイルススワクチン接種委託料 2660万円

・子ども手当システム改修委託料 109万円

・農作物被害防止事業補助金 110万円

・県営経営体育成基盤整備事業補助金 600万円

・里山林整備事業委託料 130万円

・道の施設整備事業補助金 100万円

・スクールサポートスタッフ報酬 97万円

・白川中学校維持修繕工事 240万円

(国民健康保険特別会計)

・国保システム改修委託料 60万円

主な質疑

問 新庁舎建設中の動画を公開することについて、公開頻度と媒体は何を使うのか。また、工事現場の壁面を使い、情報発信する考えはないか。

答 新庁舎は木造部分が特徴的な建物であるため、それぞれの工

程時期に、その都度公開していきたいと考えている。

木造にかかる部分は、9月からプレカット工程が始まり、年明け1月には建て方が始まる予定のため、そういった時点を捉えて情報を発信したい。媒体については、YouTubeや現在既に情報を投稿しているインスタグラムなどで発信したい。

工事現場の壁面については、活用を検討中であり、今後、情報発信等に役立てたいと考えている。

問 正職員と会計年度任用職員を合わせた人件費が、大きくなっていることを懸念している。

職員の処遇改善は必要であるが、人件費の抑制についてどう考えているのか。

答 人件費増の最大の要因は、給与改定や会計年度任用職員の処遇改善など国の制度改正に伴うもので、地方交付税で措置されるが、正職員以外の雇用人数による人件費抑制の必要性は認識している。

対策として、業務増を雇用増で

対応するのではなく、役場の業務内容をゼロから見直し、業務の削減、効率化を図ったうえで、職員の配置を改めて行うことを考えている。また、会計年度任用職員の部署間のやりくりも必要である。

時期としては、新庁舎へ移転するタイミングで機構改革、行政改革を併せて行い、細部に渡って見直しをかけていきたい。

問 里山林整備事業について、獣害防止対策のバッファゾーン設置であるが、伐採後の木材等の整理について、どう考えているのか。

答 緩衝帯の役目がしっかり果たせるよう、きれいに整理することを基本に考えている。

整理の状況が悪いと、動物の隠れる場所を作ってしまうことや、次の整備ができなくなることも考えられるため、施工業者にはしっかりとお願いをしていく。

また、設置作業のルール作りについても検討したい。

※質疑応答は抜粋して紹介しています。

補正予算審査の

委員長報告

委員長 三戸 勝 徳

本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け、慎重な審議を行った結果、いずれの会計についても、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回の補正予算では、近年の物価高を背景に、新たな住民税等非課税世帯に給付する物価高騰対応支援給付金や、6月から実施される定額減税に係る調整給付金が追加されるなど、物価高騰に直面する町民への支援が盛り込まれており、今後その効果に期待するところであります。

能登半島地震支援職員派遣事業の追加補正では、震災以降8回に渡り計14名の職員を派遣されていることに対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

なお、審査の過程で出された意見を十分尊重し、今後とも長期的な視野に立って効果的な予算の執行に努められるようお願い申し上げ、本委員会の議案審査報告とさせていただきます。

まじの課題を問う

一般質問 3人の議員が登場

問

特定外来生物について



うめだ 梅田みつよ 議員

「オオキンケイギク」は平成18年に「特定外来生物」と認定され、栽培・販売・野外に放つことが禁止されている。北米原産で5〜7月に黄色の花をつけ、強靱で景観を一変させ生態系のバランスを壊す。住民にとっても不安の種であるため駆除が必要と考え質問する。

問 特定外来生物の認識や駆除方法など、町から町民や各自治会に対して情報提供をしているか。

三ツ石建設課長

答 平成30年の加茂地域の調査で、美濃加茂市・坂祝町・川辺町に生育が確認されていたが、現在は、町の一部でも生育が確認されている。ホームページで紹介しているが関心は持たれていないように感じている。岐阜県や環境省でも情報提供をされており、町も引き続き啓発に努める。

問 駆除したものは燃えるゴミに出すこととなっているが今後もその方針か。

三ツ石建設課長

答 今後もその方針である。根こそぎ駆除し、その場でゴミ袋等に保管し燃えるごみとして焼却することとなっている。

問 自己所有で駆除できる場所は除き、町有地や空き地等を任意で駆除したのに対して、ゴミ袋の現物支給等の考えはないか。

一般質問の様子が、You-Tube（動画配信サイト）でご覧いただけます。



三ツ石建設課長

答 現物支給や代金の支給は考えていない。自治会運営交付金や、多面的機能支払交付金を活用いただきたい。



オオキンケイギク

(出典：環境省ホームページ <https://www.env.go.jp>)

問 森林環境税等を活用して、危険箇所を専門事業者に依頼して駆除している自治体がある。町内の

危険箇所等は町へ申請式で駆除を依頼しているようにならないか。

三ツ石建設課長

答 近隣市町村では、可児市が清流の国ふ森林・環境税を活用して、駆除を実施している。森林環境税の活用のほか他市町村の事例なども含め調査・検討していきたいと考えているが、住民一人一人が関心をもって駆除していくことが大切である。

問

介護認定制度のあり方について

2024年に向けて、介護申請が増加することが見込まれる。申請から30日以内に認定結果を通知しなければならぬが、介護認定調査員（以下調査員）の不足や調査の長時間化により、多くの自治体において通知まで約40日を要している。更新中に有効期限を過ぎしてしまうと様々な影響がある。愛知県市長会は、必要を要しない「更新申請の廃止や簡素化」を国へ要望した。これは本町においても要望をしていく内容であると考え質問する。

問 町の調査員の状況はどのような

か。また人員は充足しているか。

長尾保健福祉課長

問 令和6年度の調査員は13名である。町職員4名。町内の居宅介護支援事業所の9名に委託している。調査員を兼ねるケアマネジャーは事業所によつては十分とは言えない状況である。全調査の内、約6割強が町、4割弱を委託で実施している。

問 本町における介護認定は申請からどの程度の期間を要し、調査の割合はどのようか。

長尾保健福祉課長

答 平均では約40日を要している。調査まで平均8.2日を要している。しかし、主治医意見書作成の為の受診がスムーズに行われた場合は30日以内には認定結果が出る。調査の割合は、令和5年度は、新規申請が3割、区分変更が2割、更新申請が5割となっている。

問 本町は広い面積を持ち、介護認定が遅れると適切な介護サービスが迅速に提供できない可能性がある。本町からも国への要望事項として取り上げていただきたい。

長尾保健福祉課長

答 介護認定が遅れることは望ましくないと考える。介護認定制度は、公正にサービス利用の必要度を判断するものであり、再認定をする仕組みが必要になると思うが、不必要な更新申請(認定)制度の見直しについて要望していきたい。

【参考資料】 2024 4月の愛知県市長会 活動内容「田原市」

介護保険制度における要介護認定の見直しについて西三河ブロック提出要介護認定の申請件数は、岡崎市では「新規」が約3割、「区分変更」が約1割で、残りの約6割が「更新」であり、今後2040年に向けて高齢者(認定者)の増加が進む中、「更新申請」もそれに比例して増加が想定されることから、認定調査が今以上に困難になることが見込まれます。要介護認定は、制度上、申請から30日以内に認定結果を通知しなければならないとされていますが、認定調査員の不足や高齢化、認定調査の長時間化などにより、多くの自治体において認定結果の通知まで40日以上を要しています。また、更新申請中に現認定の有効期間を過ぎてしまうと、申請者は、暫定サービスを利用していただくこととなりますが、想定していた要介護状態区分よりも低い区分の認定が出ると、利用者負担額の一部又は全部が保険適用とならず、自己負担となる場合があるため、ケアマネジャーは利用者にその旨説明し、了承していただいたうえで、暫定ケアプランを作成する必要があります。よって、国におかれては、介護保険制度における要介護認定の更新申請について、認定調査をケアマネジャーのモニタリングの際の調査とする、又は主治医の意見書のみによる審査とする、さらに認定有効期間を廃止する等、更新申請(認定)の簡素化を要望します。

問

耐震住宅と危険区域の土地評価について



いさじ まさる
伊佐治優 議員

問 過去の一般質問でも議論しているが、木造住宅の耐震化の促進について、どう考えているか。

また、耐震補強工事にかかる費用については、かなりの高額となり工事の実施に躊躇することが考えられるため、「低コスト工法」による部分的な耐震改修について、研究を進める考えはないか。

藤井総務課長

答 耐震補強工事の補助を受けるには、耐震診断を受け耐震性を確認する必要がある。耐震診断は無料である。リフォーム費用を除いて200万円程度の耐震補強工事をした場合、国・県・町合わせて最大で120万円の補助があるが、県によると工費は平均でも350万円となっており、古い住宅の場合、個人負担は相当大きな

額になると思われる。また、昭和56年以降に増改築していると対象にならない場合があり注意が必要である。

耐震補強は、将来の地震災害から生命と財産を守るため、必要かつ重要な投資ではあるが、特に高齢者世帯では、後継者がいない建物の改修に必要性を感じない場合や、老後の資産運用が不安で工事費用を出すのをためらう場合があると思われる。

補助額の引き上げは、耐震化促進に有効な手段ではあるが、町単独上乘せ補助は、財源的に厳しく、国・県に対し補助額の引き上げを要望して行く。

耐震診断について町内全戸を対象にアンケート調査を行う考えで、現状を把握した上で、住宅耐震化の促進につながる効果的な方策を検討したい。

次に議員提案の「低コスト工法」による部分的な耐震改修については、市販の耐震シェルター設置よりも良い方法だと思うが、現時点では「低コスト耐震補強工法」に関する情報が不足している。岐阜県が実施している「耐震改修施工業者向け講習会」は、低コストを重視したものではないことが

ら、県内ではまだ普及していない
もよう。

高知県のある自治体では、低コスト工法の講習会を実施し、大工さんに耐震改修の技術を身に付けてもらうところから始めている。自己負担が少なく取り組みやすく町の工務店と連携して推進することで耐震化率も伸びているらしい。推進体制の構築は、一朝一夕でできるものではないが、成功事例として参考にしたい。

問 危険区域の土地評価について、どのように考えているか。

長尾町民課長

答 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、最新では令和5年3月にハザードマップが更新され、昨年度各家庭にも配布された。白川町洪水・土砂災害ハザードマップとして、洪水に関する情報も追加されている。このマップは町ホームページ上にも自治会毎に掲載されている。

この警戒区域のうち、特別警戒区域のレッドゾーンは、居室を有する建築物については建築確認や構造規制が適用され、建築の際、土砂災害を防止・軽減するための構造物を設置しなければならない

場合もある。イエローゾーンにはこのような規制は無い。

レッドゾーンの宅地には利用について制限等があり、一定の減価が生ずるとされ、固定資産税評価基準の中でも、土砂災害特別警戒区域内の宅地を、評価額を減価補正することとなっており、白川町では30%の減価補正を適用している。

対して、河川の氾濫区域を表すL1区域を水害危険情報図（計画規模）、L2区域を水害危険情報図（想定最大規模）として、洪水・土砂災害ハザードマップでは、想定最大規模の情報図を載せてあり、ピンク色と薄ピンク色等で対象地を表しているが、河川の氾濫想定区域である土地に対しては、特段の法規制がなく、固定資産税評価基準に、そのような定めもないことから、当該土地の固定資産税評価額の減価は考えていない。

尚、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域は、適切な防災対策工事を行うことにより、県が指定解除をすることもあり、それが確認できた時点で、土地の減額評価を戻すことになる。

問

地域学校協働活動について



三戸勝徳 議員

「地域学校協働活動」とは、幅広い住民の参画を得て地域全体で子ども達の学びや成長を支え「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動であり、それを通して子ども達の郷土愛の育成や地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、地域づくりにも波及していく大切な活動である。その意味においても、この活動を活発に展開することの必要性を強く感じ、今後の在り方について質問する。

問 地域と学校の橋渡し役としての「地域学校協働活動推進員」には、どのような立場の方を委嘱しているのか。また町内各地区における活動状況はどのようか。

答 学校や地域の活動に関わりのある方がほとんどで、社会教育委員はどの地域でも全員委嘱している。活動状況は地域性や文化などに違いがあり様々であるが、包括的にはすべての学校における「ふるさと教育」の支援がなされている。また、今年度からすべての小学校区で「放課後子ども教室」が行われている。活動の先駆けである黒川地区では、中学生の「職場体験」や小学生の「まち探検」のコーディネート、地域行事の共催など様々な取組みがなされている。



まち探検の様子

問 地域学校協働活動を今後さらに推し進めていくためには、何が必要不可欠と考えるか。

鈴木教育長

鈴木教育長

答 活動の啓発と共に、関わる人材の発掘と持続可能な組織体制の構築を基に、活動を通して「人と人とがつながり、子どもも大人も生涯学び続けることの大切さを自覚すること」と考える。何のため、何を目指している地域学校協働活動なのかを共通認識することが必要不可欠で、地域コミュニティを基盤としたウエルビーイングの向上に資する地域学校協働活動を目指していきたい。

問 学校統合により将来学校が無くなる地域があるが「学校は地域の核」と捉えると、地域コミュニティへの影響も考えられ、同時に「地域学校協働活動」に支障が生じることも考えられるが、どのような認識を持っているか。

鈴木教育長

答 学校統合をする場合には、両校の歴史や文化を引き継いだ新しい学校づくりを進める。それに伴い「地域学校協働活動」もアップデートしていくことで「学校は地域の核」という存在を保つことができる。統合した新しい学校が我らの学校、地域の学校という理解に立っていただき、これ

まで同様協力をお願いしたい。

問 今後の予定では、令和9年度になると白川北地区と蘇原地区には学校が無くなってしまうが、本来学校が地域に対して担うべき役割が機能しなくなるといったことや、推進員の意欲低下につながるようなことは考えられないか。

鈴木教育長

答 令和2年度、白川小と白川北小の統合によって誕生した新しい白川小学校は、白川地区と白川北地区の学校となった。この時、学校が関わる地域の公民館まつりを例にすると、それまで学校に依頼していたプログラムを踏襲するのではなく、住民が工夫し新たな取り組みを考えることで、返って地域力を高めているとも考えられる。学校が持つ役割は、新しい学校が地域から離れても失うことはないと思っている。また、学校が遠くになっても推進員の意欲や責任感は学校までの距離の問題ではなく、新しい学校とどんな関わりがあるか、どういう活動をしていくかを考え、それを地域の活性化につなげていくことが大切だと考えている。

議員が地域公共交通システム

「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」の一日乗車体験を行いました。

7月11日、毎月開催する議会議員協議会に合わせ、地域公共交通の一日乗車体験を行いました。

地域公共交通がスタートして5年が経過しました。「高校生の通学支援」「運転免許を持たない方の通勤、通院、買い物など日常生活の移動手段の確保」この2つが、大きな目標となっていますが、今回の乗車体験は、「運転免許を持たない方の通勤、通院、買い物など日常生活の移動手段の確保」この仕組みができているのか、実体験することを目的に行いました。

この日は、議員全員が地域公共交通にて登庁しました。オンデマンドバスにて直接役場へ登庁する議員や、オンデマンドバスから基幹バスに乗り継ぎする議員もあり様々でしたが、町内それぞれの地域より、全員が会議に遅れることなく到着しました。

会議終了後、昼食をとるため、議員9名と職員2名で、役場前から基幹バスに乗り「道の駅美濃白川ピアチエーレ」へ移動しました。地域の方々も乗り合わせる中、車内での会話も弾み、快適なバスの移動ができました。昼食後は、待ち時間を利用して買い物をするなど、自由な時間を過ごし、それぞれ予約したルートで帰宅しました。

一日乗車体験を通じて、ドアtoドアのありがたさや、400円という便利でお得な一日乗車券。予約オペレーターや運転手の親切な対応など、実際の乗車により実感できることが多くありました。

この5年間を通して、改善点はあるものの、運転免許を持たない方々にとっても利便性の高い地域公共交通に成長していることを確認しました。

普段マイカーで移動している皆様も、是非、地域公共交通に乗っていただき、実感してください。ご意見をお待ちしています。



高知県南国市議会が行政視察に訪れました

5月14日、南国市議会教育民生常任委員会委員6名と事務局2名が訪れ、白川町の「有機野菜と有機の給食の取り組み」について視察しました。田口副議長の歓迎あいさつの後、NPO法人ゆうきハートネット会員 長谷川泰幸氏を講師に「岐阜県白川町のサステナブルな学校給食」と題し講演が行われました。令和5年3月に「オーガニックビレッジ宣言」をした白川町。その経緯なども加えながら、試行錯誤の中、学校給食に有機食材を導入していく取り組みを説明しました。市議会の皆さんと講師との活発なやり取りが印象的でした。



白川町消防団幹部との懇談会を実施

5月27日、総務常任委員会協議会を開催し、白川町消防団幹部との懇談会を行いました。この懇談会は、消防団の現状について、課題やニーズを把握する目的で開催され、消防団幹部13名が参加しました。

消防団幹部からは、「人口減少の中、団員の確保に苦慮しているが、各委員会を立ち上げ、シン・操法など少数でも消火活動ができるよう改革に取り組んでいる。町民の安心安全のために寄与していきたい」、一方議員からは、「消防団の一生懸命な思いが伝わってきた。我々も協力は惜しまず後押しする。積極的に相談して欲しい」など、活発な意見交換が行われ貴重な時間となりました。

今後も、町内各種団体との懇談会を積極的に行っていく予定です。



庁舎建設特別委員会を開催

6月28日、庁舎建設特別委員会を開催し、5月に着工した新庁舎建設の基礎工事の様子を視察しました。当日は、悪天候の中でしたが、松井建設(株)の工事担当者より詳細な説明を受け、工事が順調に進んでいることを確認しました。今後も、工事のステップに応じて視察を行っていきます。



議会基本条例の達成状況を検証しました。

白川町議会基本条例は、町民福祉の向上及び町政発展のため、町民の負託に応えられる議会づくりに全力で取り組むことを決意し、令和4年6月定例会において全部改正しました。

本条例の第19条では、「この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じて見直しを行う」と規定されています。このため、総務常任委員会を中心に、令和5年度における条例の達成状況について、検証作業に取り組み、その結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

【主な検証結果・今後の対応】

章	条番号	条 文	実績・検証結果	今後の対応
第 2 章 議会及び 議員の 活動原則 等	第2条 (3)	(議会の活動原則) 町民の多様な意見要望の把握に 努め、これを町政に反映させる ための議会運営を行うこと。	町内下記団体と懇談会を開催し、意見交換を行いました。 ・(一社)白川町シルバー人材センター ・白川町森林組合 ・東濃ヒノキ白川市場(協) ・東濃ひのき製品流通(協) ・東濃ひのきと白川の家建築(協) ・白川町消防団	今後も意見交換を積極的に行うよう努めていきます。

章	条番号	条 文	実績・検証結果	今後の対応
第 2 章 議会及び 議員の 活動原則 等	第 2 条 (4)	(議会の活動原則) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつ達な討議を重ね、論点及び争点を明らかにすること。	委員会活動は活発になっており、議員間討議についても積極的に行いました。	議員間討議を行う議会運営に努めていきます。重要案件においては、委員会にて審査するよう努めていきます。
	第3条	(議員研修の充実及び強化) 議会は、専門知識を取り入れた研修を積極的に行うことにより、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めるものとする。	下記項目含めて、16の研修や視察を行いました。 ・政治倫理に関するオンライン研修 ・小中一貫的教育に関する視察 ・全国過疎問題シンポジウム参加 ・市町村議会議員特別セミナー参加 ・域学連携の拠点づくり事業に関する視察 など	今後も目的に沿った研修や視察を行うことで、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めていきます。
	第4条 (1)	(委員会の活動原則) 議案等の審議及び審査並びに所管事務の調査の充実を図ることにより、委員会の設置目的が十分に発揮されるよう努めること。	本年第 1 回定例会において、学校統合校舎建設特別委員会を新たに設置し、目的に沿った運営を行いました。 また、総務常任委員会の活動は活発に行っており、議案等の審査及び審議については、全員協議会で行いました。	委員会の設置目的が十分に発揮される委員会運営に努めていきます。
第 4 章 町民と 議会との 関係	第 8 条 (2)	(町民と議会との関係) 議会は、町民との意見交換の場を設け、web アンケートを含む多様な形態の広聴活動を実施し、町民の意見の把握及び反映に努めるものとする。	今期、web アンケートは行っていないですが、町内各種団体と懇談会を開催し、意見交換を行いました。	町民との意見交換会を含め、web アンケートなど必要に応じ、積極的に広聴活動を行うよう努めていきます。
第 8 章 議会改革 の推進	第15条 (1)	(議会改革の推進) 議会は、社会状況の変化に適応するため、議会改革の推進に努めるものとする。	議会改革にあたり、令和 4 年に議会基本条例を制定しました。更に、政治倫理条例の制定について、執行部と連携し、令和 6 年度中の制定を目指しています。	社会状況の変化に適応するため、これからも議会改革の推進を進めていきます。
	第15条 (3)	(議会改革の推進) 議会は、ICT (デジタル社会形成基本法) 第 2 条に規定する情報通信技術をいう。)を積極的に活用するものとする。	令和 4 年 1 月よりタブレットを導入し、ICT の活用に取り組んでいます。現在、特に議会関係資料のペーパーレス化を積極的に進めています。	今後もさらに活用できるように、議会での勉強会を行なっていきます。

☞ 議会基本条例は、町民の意見や社会情勢の変化を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証していくことが、議会活動の質の向上にとっても重要です。そのためにも、この検証の取り組みを継続していきます。

☞ すべての条項に係る検証結果・今後の対応は、白川町議会ホームページに掲載していますのでご覧ください。



白川町議会
基本条例

議会の動き(4月22日～7月22日)

4月

- 22日 天皇皇后両陛下岐阜県奉迎委員会設立総会
- 23日 野原消防詰所竣工式
- 25日 新庁舎建設工事竣工式
白川町議員OB会総会
- 27日 黒川分村遺族会慰霊祭
- 29日 美濃白川茶豊作祈願祭
- 30日 学校統合校舎建設特別委員会

5月

- 9日 美濃白川茶一番茶第1回共販会
- 10日 中農法人会加茂東部支部通常総代会
蘇原地区福祉会総会
- 13日 議会議員協議会
- 14日 高知県南国市行政視察来町
- 15日 可茂町村議会議長会
- 16日 白川町商工会通常総代会
- 20日 白川町観光協会通常総会
- 21日～22日 全国町村議会議長・副議長研修会
- 21日 可茂食品衛生協会白川町支部定期総会
- 22日 加茂防衛協会定期総会
- 24日 濃飛建設事業者職業訓練協会通常総会
可茂地域市町村議会議長会議
- 27日 東濃ひのき製品流通協同組合通常総会
東濃ヒノキ白川市場協同組合通常総会
総務常任委員会協議会
- 29日 議会運営委員会

6月

- 2日 自衛隊第35普通科連隊との意見交換会
- 3日 県町村議会議長会評議員会
- 5日 青雲のつどい立志式
レンジャー部隊慰問激励会
- 6日 議会議員協議会
- 9日 白川野菜村チャオ通常総会
- 10日 白川町森林組合通常総代会
- 11日 白川町シルバー人材センター定時総会
- 13日 町議会第2回定例会(1日目)
- 14日 予算決算審査常任委員会
町議会第2回定例会(2日目)
- 15日 白川茶手もみ保存会総会
- 16日 青少年健全育成大会

6月

- 17日 東濃ひのきと白川の家建築協同組合総会
- 18日 白川茶農業協同組合連合会総会
- 28日 庁舎建設特別委員会
総務常任委員会協議会
社会福祉協議会法人合併記念式典

7月

- 4日 東海環状自動車道中東濃地域建設促進協議会
- 5日 可茂一部事務組合議会臨時会
- 7日 白川町国際友好協会通常総会
- 8日 国道41号美濃加茂下呂間強靱化推進同盟会総会
- 10日 リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会総会
- 11日 議会議員協議会
- 17日 白川・東白川公共交通活性化協議会
- 22日 可茂土木行政懇談会

表紙は語る

表紙の写真は、
「文化庁主催 学校芸術鑑賞会」の様子



6月28日、町民会館グロリアホールにて、文化庁主催の中部フィルハーモニー交響楽団オーケストラ公演が開催され、白川中学校生徒とその保護者、近隣住民合わせて約200名がオーケストラを鑑賞しました。

写真は、楽団員の間近で演奏を鑑賞する生徒たち、迫力ある演奏を目の前に、生き生きとした表情が印象的でした。

あとがき

梅雨が明けて、夏本番となりました。

さて、令和6年7月7日の東京都知事選挙は、メディアで皆様も目にする機会が多かったと思います。現職と新人合わせて56人が立候補し、都内では激しい選挙戦が展開されました。ここで石丸伸一さんの掲げた政策を例にあげて、政治の改善の方法についてお話しします。石丸さんの公約は「政治再建」「都市開発」「産業創出」の3つの柱でした。生徒会長に100万円というのも話題性がありました。

そこで、投票以外でも政治に影響を与える方法があることをご紹介します。

- ①政治家に意見を伝える
 - ②政治家が利用するSNSを活用する
 - ③署名に参加する
 - ④活動に参加する
 - ⑤政治家になる
- 5つご紹介しました。これは、実はAIを使ったChat-GPTという機能を利用し導き出された答えです。このようにAIロボットの進化も目覚ましいですね。⑤は、自分自身が政治家になるということでした。街を良くするための活動は自分でスタートできるということです。知事選に挑戦した56人のように「政治の原動力は皆様一人ひとりが持っている」ということをお伝えさせていただきます。

結びに、暑い日が続きますので、ご自愛いただき、熱中症に充分お気を付けてお過ごしください。

梅田みつよ